**平成２１年（フ）第２６５号**
宮城県大崎市古川穂波４丁目10番37―301号古川西荒井住宅Ａ棟
債務者　都築千代子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２１年（フ）第７０号**
山形県最上郡真室川町大字差首鍋1580番地
債務者　小野マキ子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
山形地方裁判所新庄支部

**平成２１年（フ）第１５８号**
石川県小松市矢田野町カ３番地３
債務者　福川　郁央
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第１６３号**
石川県加賀市山中温泉菅谷町ロ93番地１　ドリームパレス206
債務者　酒井　武雄
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第４９４号**
福井市長橋町第８号９番地
債務者　中川　保男
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５０６号**
福井県鯖江市石田上町第２号９番地21
債務者　川崎　一夫
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５０７号**
福井県鯖江市石田上町第２号９番地21
債務者　川崎富美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５２５号**
福井県あわら市春宮３丁目２番25号
債務者　京野　尚美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５４６号**
福井県丹生郡越前町高佐第19号49番地
債務者　奥山　千鶴
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５５２号**
福井県大野市菖蒲池第８号５番地24
債務者　井上　　哲
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第５５４号**
福井市幾久町第２号24番地　県営住宅幾久団地３号館301号
債務者　清水　　慎
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１号**
福井県勝山市昭和町３丁目２番58号４、前住所福井県勝山市昭和町３丁目２番47号
債務者　木村幸智子（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４７５号**
長野県上水内郡飯綱町大字倉井2034番地３
債務者　城野　正明
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４９４号**
長野市上松１丁目１番11号、前住所長野市上松４丁目24番４号マルメゾンＢ205号
債務者　栁澤　美恵
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４５９号**
兵庫県宝塚市野上２丁目３番41号
債務者　辻　　正章
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２１年（フ）第１０８８号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目３番20号福弥マンション202
債務者　甲斐　　正
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第１１０９号**
兵庫県尼崎市下坂部２丁目６番36号、前住所兵庫県尼崎市次屋２丁目21番６号
債務者　木下　清和
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係